

S I Mフリー携帯端末サービスパック 利用規約

シャープ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社製S I Mフリー携帯端末の法人ユーザー向けのサービスパック（以下「本パック」といいます）の加入申し込みおよび修理サポート提供に関し、次のとおり規約を定めます（以下「本規約」といいます）。

第1章 総則

第1条 （規約の適用）

1. 本規約は、本パックにつき加入の申込みをされる申込者における全ての事項に適用されます。申込者が本パックの加入申し込みをするには、本規約に同意いただき、本規約を遵守していただくものとします。
2. 当社は、本パックの円滑な運用を図るため、必要に応じて申込者に本パックの利用に関する諸規定を通知する場合があります。当該諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項の諸規定の条件が矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。

第2条 （用語の定義）

本規約における用語を、次の各号のとおりに定義します。

- (1) 「携帯端末」とは、本パックの対象として指定した当社製S I Mフリー携帯端末の総称をいいます。
- (2) 「申込者」とは、携帯端末を購入し、本パックの利用を希望する法人または本パックを利用する法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、実際に携帯端末を使用する者（主に申込者の従業員などを想定します）をいいます。
- (4) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、申込者が本パックの利用申し込みを行い、本パックを利用するための手続きをいいます。
- (5) 「自然故障」とは、取扱説明書・本体注意ラベル等の注意書に従って正常な使用状態で携帯端末のハードウェア部分が故障した場合をいいます。ただし、次の各号に定める不具合は自然故障には該当しません。
 - ・本製品のハードウェア部分に起因しない不具合
例：申込者または利用者が導入されたソフトウェアが起因する不具合、ウィルス感染による不具合等
 - ・消耗部品（電池等）の消耗による不具合
 - ・携帯端末の機能に影響のない不具合（外装部品の傷や汚れ）
- (6) 「メーカー保証」とは、携帯端末購入時に付属している購入日から1年間の保証のことをいいます。

- (7) 「修理サポート」とは、当社が携帯端末を引き取り、修理をして返送するサービスをいいます。
- (8) 「修理依頼者」とは、修理サポートを依頼する申込者のことをいいます。

第2章 本パックの料金・支払いについて

第3条 (本パックの内容および利用料金)

1. 当社は、本規約の定めに基づき、次の各号に定めるパックを販売します。申込者は、本パックの利用登録申し込み時にビジネス延長保証パックとビジネス安心補償パックのいずれかを選択します。

(1) ビジネス延長保証パック

メーカー保証と同等の保証を期間延長するパックです。ビジネス延長保証パックは次の期間のものがあり、内容、利用料金等は、別紙に基づきます。

- ① ビジネス延長保証パック（2年）（保証期間2年：メーカー保証1年＋延長1年）
- ② ビジネス延長保証パック（3年）（保証期間3年：メーカー保証1年＋延長2年）
- ③ ビジネス延長保証プラス1年パック（ビジネス延長保証パック（2年）＋延長1年）

(2) ビジネス安心補償パック

ビジネス延長保証パックの内容に加えて、利用者の責に起因する不具合（例：表示部分破損）も補償するパックです。なお、利用者の責に起因する不具合、全損の携帯端末の修理サポートには、別紙に定める負担金のお支払いが必要となります。また、次の事項に該当する場合は補償対象外となります。

- ・盗難・紛失等で、ビジネス安心補償パックの契約対象の携帯端末がない場合
- ・携帯端末の機能に影響のない不具合（外装部品の傷や汚れ）の場合
- ・申込者の故意または重過失による場合
- ・ビジネス安心補償パックによる修理サポートの回数が、年間上限回数を超えた場合

年間上限回数＝1台につき2回まで

※期間中の自然故障による修理および有償修理サポートによる修理は、修理サポート回数に含みません。

※サービス提供開始日から1年ごとの修理サポート回数によるものとし、年間上限回数の修理サポートの利用がなかった場合でも翌年度への繰り越しはできません。

ビジネス安心補償パックは次の期間のものがあり、内容、利用料金等は別紙料金表に基づきます。

- ① ビジネス安心補償パック（2年）（補償期間2年）
- ② ビジネス安心補償パック（3年）（補償期間3年）
- ③ ビジネス安心補償プラス1年パック（ビジネス安心補償パック（2年）＋延長1年）

2. 本パックは、次の各号の時点でのみ利用の申し込みができるものとします。

- (1) 申込者への携帯端末納入日から30日以内

- (2) ビジネス延長保証プラス1年パックおよびビジネス安心補償プラス1年パックは、ビジネス延長保証パック（2年）およびビジネス安心補償パック（2年）の契約有効期間内のみ申し込みが可能です。ビジネス延長保証プラス1年パックおよびビジネス安心補償プラス1年パックの申し込みは1回限りとなります。
3. 申込者が選択された本パックの種類は変更できません。
4. 本パックに加入の申込者は、次の各号のサービスを受けることができます。

(1) 特定 OS 返却オプション

Android OS のバージョンアップが実施された場合でも、修理サポートの際に発売時の Android OS バージョンで返却するオプションです。特定 OS 返却オプションは、利用登録申し込みが必要です。

(2) 機能制限サービス（機能制限サービスの対象機種のみご利用いただけます。）

携帯端末のカメラなどの機能を利用制限できるサービスです。機能制限サービスは、利用登録申し込みが必要です。機能制限サービスの申し込みに関する諸条件は、別紙2に定めるとおりとします。

(3) 予備端末の提供

修理サポート中、不具合の生じた携帯端末の代替機としてご利用頂ける予備端末を契約台数に応じて提供します。提供した端末も本パック契約対象の携帯端末と同様の修理サポートを受けることができます。

契約台数	提供台数
1～49台	0台
50台～99台	1台
100台～199台	2台
200台～299台	3台
300台～399台	4台
400台～499台	5台
500台以上	6台+100台毎に1台ずつ追加

※予備端末は、申込者ごとの同一機種の契約台数に応じて提供します。

第4条 （支払い）

申込者は、当社または本パックの購入先からの請求書に定める期日および方法に従い、本パックの利用料金を支払うものとします。また、支払いに要する手数料等の費用は申込者が負担するものとします。

第5条 （遅延損害金）

1. 申込者は、利用料金等のその他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、前条に従って当社に支払うものとします。

2. 前項の場合、当社は本パックの提供を停止することがあります。その場合、遅延損害金を含む料金の支払い確認後、当社は本パックの提供を再開します。

第3章 本パックの利用登録について

第6条 (本パックの利用登録手続)

1. 本パックの加入を希望する申込者は、契約対象の携帯端末の納入日から30日以内に、本パックのご購入の手続きおよび当社所定の申込書による本パックの利用登録の申し込みを行ってください。当社は、本条に規定する利用登録手続が完了した申込者に対して本パックを提供します。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、当社は本パックを提供することができません。
 - (1) 契約対象の携帯端末の申込者への納入日から30日以内の申し込みでない場合
 - (2) ビジネス延長保証プラス1年パックまたはビジネス安心補償プラス1年パックの申し込みが、現在のビジネス延長保証パック（2年）またはビジネス安心補償パック（2年）の有効期間外の場合
 - (3) 携帯端末を日本国外で利用される場合
 - (4) 電話および電子メールアドレスで連絡が取れない場合
 - (5) 中古品として購入された携帯端末の場合
2. 当社は、申込者からの利用登録の申し込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申し込みの承諾、または拒絶を決定します。当該審査の結果、次の各号に定める事由に該当する場合、当社は利用登録の申し込みに対し、拒絶することがあります。
 - (1) 利用登録の申し込みの際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
 - (2) 以前に申込者が第19条（当社による本パックの利用停止・契約の解除）第1項に基づき本パックの全部もしくは一部の利用を停止され、または利用登録を抹消されたことがある場合
 - (3) 申込者が実在しない場合
 - (4) 当社の業務遂行上または技術上の支障がある場合
 - (5) その他当社が不相当と認めた場合
3. 前項により利用登録の申し込みを拒絶したときは、当社は申込者に対してその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
4. 本パックの加入は、携帯端末1台につき1契約に限ります。
5. 申し込み対象の携帯端末により以下の制限事項があります。
 - (1) ビジネス延長保証プラス1年パック、ビジネス安心補償プラス1年パック
製造終了後3年以上経過している場合は、当該携帯端末に対して本パックの申し込みはできません。
 - (2) ビジネス延長保証パック（2年）、ビジネス安心補償パック（2年）
製造終了後2年以上経過している場合は、当該携帯端末に対して本パックの申し込みはできません。
 - (3) ビジネス延長保証パック（3年）、ビジネス安心補償パック（3年）

製造終了後1年以上経過している場合は、当該携帯端末に対して本パックの申し込みはできません。

6. 当社は、当社が利用登録の申し込みを承諾し、登録手続を完了した申込者に対して、申し込み手続完了の通知書を発行します。なお、通知書に記入したサービス提供期間の開始日より当社と申込者の間に本規約に基づく契約が成立します。

第7条 (契約の有効期間)

1. 本規約に基づく契約の有効期間は新規契約の場合、第6条(本パックの利用登録手続)第6項に定める通知書に記載のサービス提供期間とします。
2. 本規約に基づく契約が有効期間内に解約、または解除により終了した場合、当社は本パックの提供を停止します。ただし、当社は既に支払われた利用料金等の返金はしません。
3. 当社は、ビジネス延長保証パック(2年)、ビジネス安心補償パック(2年)を契約されている申込者に、本条第1項に定める有効期間終了月の2ヶ月前までに、ビジネス延長保証プラス1年パック、ビジネス安心補償プラス1年パックの案内を行います。申込者から当社に対してビジネス延長保証プラス1年パック、ビジネス安心補償プラス1年パックの申し込みがされない場合、自動延長はせず、本パックの提供は終了します。
4. 前項で規定する更新案内に基づき、申込者から当社に対して更新申し込みがなされた場合、当初の有効期間終了日の翌日から起算して、ビジネス延長保証プラス1年パック、ビジネス安心補償プラス1年パックの有効期間の終了期日が到来するまで契約期間が延長されるものとします。
5. 本条第3項に基づく更新申込がされない場合、または第19条(当社による本パックの利用停止・契約の解除)、もしくは第20条(申込者都合等による本パックの解約)に基づき本規約に基づく契約が解除された場合、本規約に基づく契約は終了し、本パックの提供は終了します。

第8条 (登録事項の変更届出)

1. 申込者は、利用登録における法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。
2. 本パックでは、契約対象の携帯端末を登録し、当該携帯端末に対して修理サポートを提供します。申込者は、本パックにおける修理サポート以外で、携帯端末の変更があった場合には、当社に届け出るものとします(初期不良等による携帯端末の製品交換など当社が認めた場合以外は、本パックの契約対象の携帯端末を変更することはできません)。

第9条 (申込者への通知・連絡)

1. 本パックに関する内容の変更等の通知または連絡は、当社ホームページ内に掲載する、または申込者が連絡先として登録した電子メールアドレスに対して電子メールを送信することとします。
2. 本規約に定める通知および連絡は、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、当社ホーム

ページに掲載した時点、または連絡先として登録された電子メールアドレスに対して電子メールを送信した時点をもって到達したものとみなし、到達後に修理サポートを申し込まれたことをもって通知および連絡内容に同意頂いたものとみなします。

第4章 本パックの利用について

第10条 (本パックの利用地域)

本パックの利用地域は、日本国内の携帯端末が引き取り可能な地域とします。日本国外では利用できません。

第11条 (本パックの対象)

1. 本パックの対象物は、携帯端末本体のみとなり、その付属品（充電器、充電台等）やアクセサリ類は対象に含みません。
2. 本パックによる修理サポートは、携帯端末のハードウェア部分の故障を対象とし、ハードウェアに起因しない不具合（例：申込者が導入されたソフトウェア、または利用者がインストールしたアプリに起因する不具合、ウイルス感染による不具合等）および故障ではない場合（携帯端末の機能に影響しない汚れ、キズ等）は対象外となります。

第12条 (修理サポートの申し込みについて)

1. 修理サポートは、本条第3項に定める窓口へ電話、または電子メールで申し込みを行ってください。
2. 電子メールでの申し込みの際は以下の内容を記入してください。
 - (1) 契約番号
 - (2) 法人番号
 - (3) 法人名
 - (4) 担当者名
 - (5) 電話番号
 - (6) 担当者電子メールアドレス
 - (7) 修理サポート申し込み台数
 - (8) 前号の台数分の発生事象
 - (9) 引き取り場所（事業所住所）
 - (10) 引き取り希望日時
 - (11) 機能制限サービスの利用の有無
3. 修理サポートの申し込み窓口は、以下となります。

シャープスマート保守センター

電話番号 0570-046-090

電子メールアドレス sharp-mtmc@list.sharp.co.jp

受付時間 09:30～17:30（土日祝日および当社指定した日を除く）

第13条 (引き取り日時の決定等)

1. 前条に規定した修理サポート申し込み時に合意した日時（以下併せて「引き取り日時」といいます）に、当社指定の運送会社が、修理依頼者が指定した場所（申込者の事業所所在地に限りません）を訪問して引き取るものとします。
2. 引き取り日時は、修理サポートを申し込みした日の翌日以降（離島の場合は、当社指定の運送会社が訪問可能な日以降）となり、必ずしもご希望に添えない場合があります。
3. 引き取り日時に携帯端末を引き取ることができない場合で、当社営業日で10日を経過しても修理依頼者と連絡が取れないときは、申し込みのキャンセルがあったものとします。
4. 引き取りの日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。また、諸般の事情により、引き取りの日時を変更させていただく場合があります。
5. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、引き取りの日時が変動することがあります。

第14条 (無償修理サポートとの関係)

携帯端末購入時に商品に同梱されていた保証書（以下「保証書」といいます）の要件に該当する場合は、当社は保証書に記載の条件に従い無償で修理サポートを行います。尚、第3条（本パックの内容および利用料金）第1項第2号に定める年間上限回数には含みません。

第15条 (修理サポートご利用の際の注意事項)

1. 修理依頼者は、携帯端末の引き取りに際し、運送会社に引き渡す前に、外観のキズの有無について確認してください。
2. 修理依頼者は、故障が生じた携帯端末のみを当社に引き渡すものとし、付属品、および修理依頼者が取り付けた装飾品は引き渡さないものとします。これらを引き渡した場合、当社は廃棄することがあります。
3. 廃棄目的での修理サポートの申し込みは、お断りします。
4. 修理サポートの提供により、交換しまたは取り外した故障部品はお返ししません。修理依頼者は、当該部品の所有権を放棄するものとし、当社が回収します。回収した部品は、再生部品として再生処理を行う場合があります。
5. 環境保護および継続した修理サポートの提供等のため、修理サポートの際に再生補修部品または代替補修部品を使用する場合があります。なお、ご利用料金は前項の回収を勘案して算出しています。
6. 落下・冠水などによる著しい故障で当社が修理不可（全損）と判断した場合、有償修理サポートにおいて修理をお受けできない場合があります。
7. 当社は、携帯端末の状態等により、当社の判断により、修理に代えて製品交換で対応する場合があります。
8. 携帯端末および記録媒体に保存されている撮影映像・録音・住所録などのデータについて、当社は一切責任を負いません。修理サポートに先立ち、修理依頼者の責任および費用にて必要な

データをバックアップした後、携帯端末内のデータはすべて消去し、運送会社に渡してください。

9. 修理サポートが完了した携帯端末内のデータは全て消去され、メーカー出荷状態で修理依頼者に返却されます。このため、修理依頼者は、修理依頼者の責任と費用負担において、修理サポート完了後に返却された携帯電話の初期設定およびソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等を行ってください。
10. 補修部品の保有期間は当社の定めによります。補修部品の当該期間が経過している携帯端末については、修理サポートの受付ができない場合があります。
11. 本パックの契約対象の携帯端末を第三者に譲渡した場合、本パックによる修理サポートは提供できません。

第16条 (ビジネス安心補償パックにおける負担金の取扱い)

1. 修理サポートにおいて、ビジネス安心補償パックの負担金の支払いが必要となる場合、当社は、修理依頼者の連絡先に負担金の支払いについて連絡します。修理依頼者は、ビジネス安心補償パックによる修理サポートを希望しない場合には、修理をせずに携帯端末の返送を求めることができます。
2. 修理依頼者は、ビジネス安心補償パックの負担金について、以下のいずれかの方法で支払うものとしします。
 - (1) 修理サポート後の携帯端末受領時に代金引換の方法で支払う。
 - (2) 修理サポートを行った月の翌々月 5 日までに代金回収代行業者であるヤマトクレジットファイナンス株式会社 (以下「YCF」という) の金融機関口座宛に送金するか、翌々月 5 日に YCF 指定の金融機関における口座振替の方法により支払う。なお、当該翌々月 5 日が金融機関の休業日に該当するときは、支払方法が金融機関・コンビニ等からの送金の場合は前営業日、口座振替の場合は翌営業日を支払日とします。
 - (3) 修理依頼者が本項第 1 号および第 2 号以外の支払い方法を希望する場合は、当社と修理依頼者が協議のうえ別途定めるものとしします。

第17条 (有償修理サポート)

1. 申込者は、本パックによる修理サポート対象外の場合、有償修理サポートを申し込みいただくことが可能です。
2. 本パックによる修理サポート対象外の場合、当社は、修理依頼者の連絡先に有償修理にかかる部品代、工料および携帯端末の引き取り、返送に係る運送料の見積もりを連絡します。修理依頼者は、見積もり連絡を受けた場合、以下のいずれかの取り扱いをすることを当社に求めることができるものとしします。
 - (1) 有償修理
当社は、見積もり内容に合った修理をおこないます。この場合、修理依頼者は有償修理に係る費用を当社に支払うものとしします。
 - (2) 未修理返却

当社は、有償修理をせずに修理依頼者へ返送します。この場合、ビジネス延長保証パックの修理依頼者に限り、携帯端末の引き取りおよび返送に係る送料を当社に支払うものとします。

3. 修理依頼者は、本条第 2 項に基づく携帯端末の有償修理および未修理返却に係った費用について、以下のいずれかの方法で支払うものとします。
 - (1) 携帯端末返送都度、受領時に代金引換の方法で支払う。
 - (2) 当月発送した携帯端末の有償修理および未修理返却に係った費用の総額を翌々月 5 日までに YCF の金融機関口座宛に送金するか、翌々月 5 日に YCF 指定の金融機関における口座振替の方法により支払う。なお、当該翌々月 5 日が金融機関の休業日に該当するときは、支払方法が金融機関・コンビニ等からの送金の場合は前営業日、口座振替の場合は翌営業日を支払日とします。
 - (3) 修理依頼者が本項第 1 号および第 2 号以外の支払い方法を希望する場合は、当社と修理依頼者が協議のうえ別途定めるものとします。

第18条 (修理サポート後の返送)

1. 当社は、修理サポート完了後、携帯端末の修理依頼者（引き取り場所）に、携帯端末を速やかに返送します。修理依頼者は、任意の返送先を指定することはできません。
2. 返送日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。また諸般の事情により、返送日時を変更させていただく場合があります。
3. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、返送日時が変動することがあります。

第19条 (当社による本パックの利用停止・契約の解除)

1. 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本パックの全部もしくは一部の利用を停止、または本規約に基づく契約を終了することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 申込者が本規約に違反した場合
 - (2) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
 - (3) 申込者において手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 申込者と連絡が取れなくなった場合
 - (5) 申込者が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (6) 申込者に対して破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (7) 申込者または修理依頼者が修理サポートの料金を支払わない場合
 - (8) その他、申込者に不適切な行為があると当社が判断した場合
 - (9) 当社による本パックの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本パックの全部もしくは一部の提供を一時的に中断、または停止することができます。これにより申込

者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第20条 (申込者都合等による本パックの解約)

1. 申込者は当社所定の申し込み手続きにより、本パックの解約の申し込みを行うことができます。この場合において、当社にて手続きが完了した時点で本パックは終了するものとします。
2. 当社は、本パックの有効期間が残存していても、既に申込者が支払った料金については理由の如何を問わず返還しないものとします。

第21条 (連絡が取れなくなった場合等の携帯端末の所有権放棄)

1. 修理サポートが完了した携帯端末、もしくはキャンセルされた携帯端末を当社から修理依頼者へ返送後、3ヶ月以内に修理依頼者が携帯端末を受領しない場合、当社は申込者および修理依頼者が携帯端末の所有権を放棄したものとみなし、当社にて処分します。
2. 修理サポート申し込み時に提供いただいた電話番号、または電子メールアドレスに連絡が取れず（電子メールの返信がない場合を含みます）、修理依頼者から携帯端末を引き取った日から3ヶ月を経過した場合にも同様に処分します。

第22条 (修理サポートに関する当社からの連絡)

1. 修理サポートに関する修理依頼者への連絡は、修理サポート申し込み時に提供いただいた電話番号、電子メールアドレス、住所のいずれかへ連絡します。
2. 前項の連絡は、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、当社が発信した時点をもって申込者に到達したものとみなします。

第5章 その他

第23条 (特約事項)

当社は、申込者との間で、本規約の規定と異なる内容や提供条件により本パックの提供を行う場合、特約規定を定めることができるものとし、当該特約規定は本規約に優先して適用されるものとします。

第24条 (規約の改定)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の本パックに係る内容、料金、その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
 - (1) 申込者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 本規約の変更後の内容については、当社が別途定める場合を除いて、第9条（申込者への通知・連絡）で規定した方法により、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容、変更内容の効力発生日を申込者に通知または周知するものとします。

3. 本条第1項第2号に該当する変更を行う場合、効力発生に先立ち前項の通知または周知を行います。
4. 本規約の変更が、利用料金その他重要な契約内容の変更を伴う場合は、申込者は、当該変更の効力が発生する日までに当社所定の方法で申し出ることにより、本サービスの利用を終了することができます。なお、本項が適用される場合は、本規約変更時の通知または周知によりお客様にお知らせします。
5. 前4項の規定にかかわらず、法令上、申込者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で申込者の同意を得るものとします。

第25条 (お問い合わせ)

本パックに関するお問い合わせは、以下電子メールアドレスまでお願いします。

シャープサービスパック事務局

電子メールアドレス spack-m@sharp.co.jp

受付時間 09:30～17:30 (土日祝日および当社指定した日を除く)

第26条 (個人情報の取扱い)

1. 本パックの申し込みにおいてご提供いただいた申込者の個人情報は、本パックの提供のために使用し、厳重な管理を行います。
2. 修理サポートにおいてご提供いただいた修理依頼者および利用者の個人情報は、修理サポート、修理サポートに伴う連絡、および携帯端末の引き取りまたは返却等における修理サポートの提供のために使用し、厳重な管理を行います。
3. 当社は、本条第1項および第2項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結する外部事業者に対し、申込者、利用者、および修理依頼者の個人情報の取扱いを委託することがあります。
4. その他、個人情報の取扱いの詳細は、当社ホームページの「お客様情報の取扱いについて」をご参照ください。

<https://corporate.jp.sharp/privacy/index-j.html>

第27条 (権利の譲渡制限等)

申込者は、当社との本規約に基づく契約の権利および義務を第三者に譲渡し、またはそれに準ずる行為をすることはできません。

第28条 (免責事項)

1. 付属品および装飾品が携帯端末とともに引き渡された場合、当該付属品および装飾品の破損、滅失、廃棄等に関し、当社は責任を負いません。
2. 当社が実施した修理に起因した携帯端末内のデータ破損・消失につき、当社は責任を負いません。

3. 当社は、当社による本パックの解約・解除により申込者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
4. 携帯端末が故障により使用できなかったことによる損害および修理サポート期間中に申込者が携帯端末を使用できなかったことによる損害については補償いたしません。
5. 修理サポートの提供において、修理サポートの対象でない機器との接続の不具合による損害や、その他、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
6. 携帯端末内のデータの紛失などが運送中に生じることも考えられますが、当社は一切の責任を負いません。
7. 前6項にかかわらず、当社の帰責事由に基づき申込者に損害を与えた場合、当社は損害賠償責任を負います。ただし、社会通念上、当該種類の債務不履行から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負わないものとし、賠償額は申込者に本パックの料金としてお支払いいただくべき金額を上限とします。
8. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、本パックを申込者に提供する範囲に限定されるものとします。
9. 申込者は、第3条（本パックの内容および利用料金）第4項第1号に定める特定OS返却オプション、および同第3号に定める機能制限サービスの申込みを行う場合、自己の責任と判断において、携帯端末の機能・操作の制約、セキュリティに関する問題等が生じる可能性があることを認識のうえ、特定OS返却オプション、機能制限サービスの利用を選択するものとします。当社は、携帯端末に生じる可能性のある問題について告知する義務を負わないものとし、特定OS返却オプションまたは機能制限サービスを利用したことにより申込者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第29条 （反社会的勢力の排除）

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対しては本パックの利用をお断りしています。申込者が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、当社は、申込者との契約を解除し、申込者の本パック利用資格を停止します。

第30条 （準拠法、専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約などは日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 申込者と当社との間の本規約および本パックに関する紛争については、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2021年3月1日改定】

シャープ株式会社

別紙1 (各パックの内容および利用料金)

1. ビジネス延長保証パックの内容と料金

購入時に付属している保証と同等の保証を、保証期間後も延長するパックです。各パックの内容および料金は以下となります。

項目		ビジネス延長保証パック		
		ビジネス延長保証 パック (2年)	ビジネス延長保証 パック (3年)	ビジネス延長保証 プラス1年
対象機種		SH-M04 / SH-M05 / SH-M08 / SH-M12 / SH-M15		
利用料金	品番	SH-BE200T	SH-BE300T	SH-BE000T
	標準価格 (* 1)	5,000 円	9,000 円	5,000 円
内容	期間	メーカー保証 1 年 + 延長保証 1 年	メーカー保証 1 年 + 延長保証 2 年	延長 1 年
	補償範囲	自然故障のみ (消耗部品の消耗による不具合は除く)		
	自然故障	対象		
	消耗部品の 自然故障	対象 (例: 電池の故障で電源が入らない)		
	利用者の過失に よる破損や故障	対象外 有償修理となります。		
	水濡れや全損	対象外 (修理サポート対象外)		
	消耗部品の寿命	対象外 有償修理となります。 (例: 電池の消耗で電池の持ちが悪い)		
	付属品	対象外		
	送料	往復の送料は利用料金に含みます。 (* 2)		

* 1 表記の価格は、期間あたりの利用金額 (税抜) となります。

* 2 有償修理サポートおよび未修理返却の場合は、利用料金には含みません。

2. ビジネス安心補償パックの内容と料金

ビジネス延長保証パックの内容に加えて、利用者の責に起因する不具合（例：表示部分破損）も補償するパックです。各パックの内容および料金・負担金は以下となります。

項目		ビジネス安心補償パック		
		ビジネス安心補償 パック（2年）	ビジネス安心補償 パック（3年）	ビジネス安心補償 プラス1年
対象機種		SH-M04 / SH-M05 / SH-M08 / SH-M12 / SH-M15		
利用料金	品番	SH-BA200T	SH-BA300T	SH-BA000T
	標準価格（*1）	10,800円	14,400円	5,400円
内容	期間	2年間	3年間	延長1年
	補償範囲	自然故障+利用者の責に起因する故障 (消耗部品の消耗による不具合は除く)		
	自然故障	対象		
	消耗部品の 自然故障	対象 (例：電池の故障で電源が入らない)		
	利用者の過失に よる破損や故障	対象 修理サポート1回につき、負担金5,000円（税抜）のお支払いが 必要となります。		
	全損	対象 修理サポート1回につき、負担金5,000円（税抜）のお支払い が必要となります。		
	消耗部品の寿命	対象外 有償修理となります。 (例：電池の消耗で電池の持ちが悪い)		
	付属品	対象外		
	送料	往復の送料は利用料金に含みます。（*2）		

*1 表記の価格は、期間あたりの利用金額（税抜）となります。

*2 有償修理の場合は、利用料金には含みません。

3. 注意事項

- (1) 携帯端末の付属品（充電器、充電台等）やアクセサリ類は本パックの対象範囲外となります。
- (2) 携帯端末の同一の箇所に同一原因に起因する故障が発生した場合には再修理扱いとし、当社が当初の修理サポート後に携帯端末を発送した日から3ヶ月以内に修理依頼者からの申し出があった場合に限り、当社の負担にて再修理し、再修理は本規約第3条（本パックの内容および利用料金）第2項に定めるビジネス安心補償パックの年間上限回数には含みません。なお、再修理扱いになるか否かは、当社にて判断させていただきます。
- (3) ビジネス延長保証パックの修理依頼者に限り、修理サポート依頼後、都合によりキャンセルがされた場合、および当社で故障機を診断した結果、故障が発見されなかった場合、当社から修理依頼者への返送に係る送料は修理依頼者負担とします。

以上

別紙2 (機能制限サービス)

1. 対象機種 : SH-M04 / SH-M05 / SH-M08 / SH-M12

2. 申込み
 - 申込者が機能制限サービスの申込みを希望される場合、当社からヒアリングシートを提示します。
 - 申込者は、ヒアリングシートに記載の機能制限を希望される機能を選択いただき、当社に提出します。
 - 当社は、機能制限サービスの提供が可能な場合には申込みを受付けた旨、申込者が希望する機能制限サービスを提供できない場合にはその旨を申込者に通知します。
 - 機能制限サービスの申込みは、本パックの申込みと同時に行うものとし、以降の申込み、機能制限サービス実施後の変更はできません。

3. 手続き
 - 申込者は、当社の機能制限サービスの受付を確認後、対象の携帯端末を速やかに、当社へ元払いにて送付します。当社は、機能制限サービスを施した携帯端末を申込者へ元払いにて送付します。

4. 注意事項
 - 申込者は、携帯端末に登録されたデータがある場合、当該データを消去したうえで、携帯端末を当社に送付するものとします。機能制限サービスを施した携帯端末は、初期化された状態で返却されます。

以 上